

白石町訓令乙第6号

白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域団体等が自主的及び主体的に行う地域課題の解決、地域の活性化を図る活動並びにその活動を行うために新たに設立する地域団体等の設立に係る取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、町と協働するパートナーの創出を図るものとし、その交付については、白石町補助金等交付規則(平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となるものは、町内に活動場所を有する団体(団体設立の途上にあるものを含む。)で次の各号のいずれかに該当するものをいう(以下「団体等」という。)

- (1) 行政区
- (2) 自治公民館
- (3) 婦人会
- (4) 老人会
- (5) P T A
- (6) N P O 法人
- (7) 住民活動・ボランティア団体
- (8) 地域づくり団体等
- (9) その他町長が認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域課題の解決や地域の活性化を図る活動であり、自立的運営を見込で新たに立ち上げる事業、又は既存の事業の拡充を行うもの
- (2) 前号の活動を行うための団体設立等の取組

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、補助事業に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。
- (2) 特定の個人、企業の財産形成につながる経費でないこと。
- (3) 事業実施主体の構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (4) 経常的な活動に要する経費でないこと。
- (5) 宗教的、政治的活動のための経費でないこと。
- (6) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するものでないこと。
- (7) 事業実施主体の構成員が受領する謝金・日当等でないこと。
- (8) この要綱に基づく補助金の交付回数が2回以内であること。
- (9) 他の補助金の対象事業として補助を受けていないこと。
- (10) その他町長が不適当と認めるものでないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助金の対象経費に10分の9を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。）とし、上限を3万円とする。
また、その補助金の額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金実施計画書（様式第10号）
- (2) 町税の滞納のない証明書（団体等が法人である場合に限る。）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第4条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (5) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように、恣意的な調達先の選定、不適正に高額な価格での調達等とならないよう、その内容に留意しなければならないこと。
- (7) 第7条の規定により交付決定通知を受理した団体等（以下「決定団体等」という。）又は決定団体等の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが明らかとなったときは、当該補助金の決定の全部を取り消すこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク イ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(8) 決定団体等が前各号に規定する条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(交付申請の取下げ)

第9条 決定団体等は、町長が定める期日までに白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金交付申請取下書（様式第3号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第10条 決定団体等は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長に変更承認の申請を行うものとする。

(1) 事業実施計画の変更（補助事業の目的等に影響を及ぼさない軽微な変更と認められる場合を除く。）をする場合

(2) 補助金の交付額の増減をする場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 前項の規定により変更承認の申請をしようとする決定団体等は、白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）に白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金変更実施計画書（様式第11号）を添えて、町長に申請しなければならない。

(変更の承認)

第11条 町長は、前条の規定により変更承認の申請があったときは、その内容を審査し、白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金変更承認（却下）通知書（様式第5号）により決定団体等に通知するものとする。

(状況報告)

第12条 町長は、補助事業の遂行状況に関し、必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 決定団体等は、補助事業が完了したときは、速やかに白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金実施報告書（様式第12号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日以内、又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定等）

第14条 町長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合は、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により決定団体等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 町長は、補助事業が完了したと認められる場合に補助金を交付するものとする。ただし、事業の完了前に交付することが適当と認められる場合は、その全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 決定団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金概算払請求書（様式第8号）又は白石町地域づくり団体設立・活動支援事業費補助金精算払請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、第1項ただし書の規定により補助金を概算払で交付した場合において、概算払交付額が前条の規定により確定した補助金額を超えたときは、その差額の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。